

令和5年度 札幌市立栄南中学校 部活動に係る活動方針

1 部活動の意義

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関係が図られるよう留意すること。

【中学校学習指導要領（平成29年3月文部科学省）総則第1章第5の1のウ】

本校では、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、高い教育的意義をもつ。

運動部→スポーツは、スポーツ基本法に掲げられているとおり、世界共通の人類の文化であり、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なものとなっている。特に、心身の成長の過程にある中学校の生徒にとって、体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものである。

文化部→文化芸術基本法に掲げられているとおり、我が国が「文化芸術立国」を目指すための様々な取組を進めつつある中で、文化部活動は子どもたちが生涯にわたって芸術文化等に親しむ基礎を形成する意義を有するものとなっている。特に、心身の成長の過程にある中学校の生徒にとって、体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものである。

2 開設する部活動

- ・野球 ・サッカー ・陸上競技 ・女子ソフトテニス ・男子バスケットボール
 - ・女子バレーボール ・バドミントン ・卓球 ・体操 ・吹奏楽 ・美術 ・ぶら部
- ※上記の常設部に加えて、今年度は剣道、柔道にも参加予定

3 運営のための体制整備

(1) 体育文化振興会の会則並びに細則、部員心得に準じた活動を行う。(資料参照)

(2) 効果的、計画的な指導に向けて

- ・顧問の教職員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で部活動の目標、指導のあり方を考える。
- ・各部活動ごとに適切な指導体制を整える。
- ・活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定する。

(3) 実際の活動での効果的な指導に向けて

- ・適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。
- ・肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別する。

(4) 指導力の向上に向けて

- ・最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れる。
- ・多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質・能力の向上を図る。

4 指導・運営に当たっての留意点

(1) 安全への配慮

- ・用具施設の使用に当たっては、使用方法を確認し、保管・管理を徹底し、事故防止に努める。
- ・練習内容や練習量については、生徒の状況を観察・確認し、設定する。
- ・生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ・活動における事故等の発生時の対応手順について、確認をしておく。

(2) 熱中症事故等の防止

- ・高温や多湿時において、部活動が予定されている場合には活動の配慮、延期や中止の対応をする。
- ・活動前や活動中、活動後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩をとるなどの健康管理の徹底に努める。
- ・熱中症が疑われた場合には、保護者との連携を図りつつ、体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

(3) バランスのとれた活動

- ・部活動活動基準に則り、適正な練習計画のもと活動する。
- ・生徒の技能レベルや多様なニーズがあることに配慮し、持続可能な活動となるように配慮した部活動運営を心掛ける。

運動部→トレーニング効果を得るために休養を適切に取るが必要であり、過度の練習がスポーツ障がい・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことを理解して指導を行う。

文化部→生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取るが必要であり、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うことを正しく理解して指導を行う。

- ・生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒が技能や記録の向上、大会での好成などそれぞれの目標が達成できるよう、限られた時間の中で効果的な指導を行う工夫をする。

5 部活動活動基準（札幌市立学校における部活動活動基準に基づき設定）

- ・少なくとも月に1回は、学校として平日にすべての部活動の休息日を設定する。
 - ・毎週、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）のいずれかを休息日とする。
 - ・少なくとも週に1日は、平日に休養日を設定する。
 - ・通常の活動時間は、長くとも平日2時間程度とする。
 - ・土日、祝日、長期休業期間中の活動時間は、長くとも3時間程度とする。
 - ・長期休業期間中の休養日の設定は学期中に準じた取扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - ・週末に大会参加等で休養日を設定せずに活動した場合には、休養日を他の日に切り替える。
- ※過度な活動とならないよう留意すること。

6 その他

- (1) 保護者や関係機関との連携を図り、共通理解のもとで活動する。